始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム（以下この条及び第二十五条の七において「役務利用管理システム」という。）若しくはＳＩＭカード（電気通信事業報告規則第十条に規定するＳＩＭカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

［三の二～十一　略］

［２　略］

第三節　電気通信設備

（管理規程）

第二十八条　［略］

［２　略］

第三十三条から第三十八条まで　削除

［削る］

第四節　届出媒介等業務受託者

（媒介等の業務の届出等）

第三十九条　法第七十三条の二第一項の規定による媒介等の業務の届出をしようとする者は、様式第三十三の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一　当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書

二　当該届出を行おうとする者が前号の法人以外の団体であるときは、役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類

三　当該届出を行おうとする者が個人であるときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類

２　総務大臣は、法第七十三条の二第一項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。

３　法第七十三条の二第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第七十三条の二第一項の規定による媒介等の業務の届出をしようとする者が法人である場合であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。次号及び第三号において同じ。）を有するときは、当該者の法人番号

二　法第七十三条の二第一項第二号の電気通信事業者又は媒介等業務受託者が法人である場合であつて法人番号を有するときは、当該電気通信事業者又は媒介等業務受託者の法人番号

三　法第七十三条の二第一項第三号の電気通信事業者が法人である場合であつて法人番号を有するときは、当該電気通信事業者の法人番号

四　対象契約の締結の媒介等の業務に係る再委託の有無

五　対象契約の締結の媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別

４　第七十三条の二第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十四の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。

５　第七十三条の二第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十五の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一　届出媒介等業務を行う事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続があつたことを証する書類

二　届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の法人であつたときは、登記事項証明書

始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム（以下この条及び第二十五条の七において「役務利用管理システム」という。）若しくはＳＩＭカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するＳＩＭカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

［三の二～十一　同上］

［２　同上］

（管理規程）

第二十八条　［同上］

［２　同上］

第三十三条から第四十条まで　削除

第三章　基礎的電気通信役務支援機関

第四十条の二　削除

［新設］